9　地中式三級火薬庫の基準

一　第二十七条第二項において準用する第二十四条第六号から第七号の二まで及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに第二十七条第一項第三号に掲げる検査項目

二・三　［略］

10　水蓄火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十七条の二第二号の火薬庫の屋根

三　［略］

四　第二十七条の二第四号の火薬類が流失することを防止するための措置

11　横穴式水蓄火薬庫の基準

一・二　［略］

三　第二十七条の三第二号の火薬庫の前面の擁壁

四　第二十七条の三第三号の火薬庫の前面の擁壁の出入口

五　第二十七条の三第四号の火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置

12　実包火薬庫の基準

一　第二十七条の四第一項の基準

イ～ハ　［略］

［削る］

二　第二十七条の四第二項の基準

イ　第二十七条の四第二項において準用する第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号に掲げる検査項目

ロ～ホ　［略］

一　第二項第六号から第七号の二まで及び第十六号、第四項第二号から第五号まで及び第七号並びに前項第四号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二・三　［略］

一　［略］

二　火薬庫の屋根の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

三　［略］

四　火薬類が流失することを防止するための措置の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

一・二　［略］

三　火薬庫の前面の擁壁の維持管理状況を、目視により検査する。

四　火薬庫の前面の擁壁に設けられた出入口の水漏れを防ぐ措置の維持管理状況を、目視により検査する。

五　火薬庫の出入口に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。

イ～ハ　［略］

［削る］

イ　第二項第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

ロ～ホ　［略］

9　地中式三級火薬庫の基準

一　第二十七条第二項において準用する第二十四条第七号及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに第二十七条第一項第三号に掲げる検査項目

二・三　［略］

10　水蓄火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十七条の二第二号の火薬庫の屋根

三　［略］

四　第二十七条の二第四号の火薬庫の流出口等

11　横穴式水蓄火薬庫の基準

一・二　［略］

三　第二十七条の三第二号の火薬庫の前面のよう壁

四　第二十七条の三第三号の火薬庫の前面のよう壁の出入口

五　第二十七条の三第四号の火薬庫の盗難防止の措置

12　実包火薬庫の基準

一　第二十七条の四第一項の基準

イ～ハ　［略］

ニ　第二十七条の四第一項第三号の火薬庫の外部の点灯設備

二　第二十七条の四第二項の基準

イ　第二十七条の四第二項において準用する第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに第二十七条の四第一項第三号に掲げる検査項目

ロ～ホ　［略］

一　第二項第七号及び第十六号、第四項第二号から第五号まで及び第七号並びに前項第四号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二・三　［略］

一　［略］

二　火薬庫の屋根の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。

三　［略］

四　火薬庫に設けられているあふれ出る水の流出口及び当該流出口に設置されている沈殿槽の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。

一・二　［略］

三　火薬庫の前面のよう壁の維持管理状況を、目視により検査する。

四　火薬庫の前面のよう壁に設けられた出入口の水もれを防ぐ措置の維持管理状況を、目視により検査する。

五　火薬庫の出入口の維持管理状況を、目視により検査する。

イ～ハ　［略］

ニ　火薬庫の外部の点灯設備の維持管理状況を、目視により検査する。

イ　第二項第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに前号ニに掲げる保安検査の方法により検査を行う。

ロ～ホ　［略］